

# 税務ポイント

## 〔会社の税務 よろず相談室<sup>®</sup>〕

### 法人事業税の長野県独自の 軽減措置について

Q. 長野県に納付する法人事業税に、独自の軽減措置があるようですが、お教え下さい。

A. 長野県では、「創業等応援減税」、「消防団活動協力事業所応援減税」などの減税措置が実施されています。

一定の要件によって、長野県に納付する事業税の全額、または、一部が減額されるものです。

#### ・法人事業税

地方税法に基づき県内に事務所（事業所）を設けて、事業を行っている法人及び、同じく、人格のない社団や財団のうち、収益事業を行っている法人が行う事業に課される県税です。

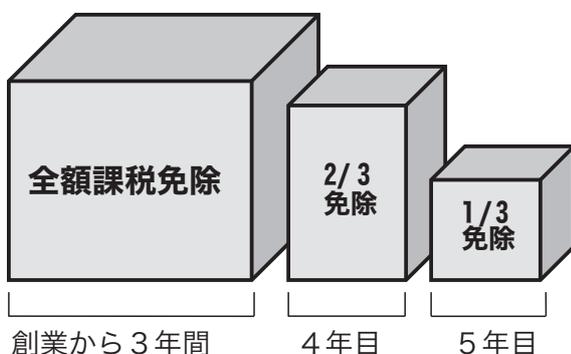
その算出方法は、法人税における所得金額により算出します。

なお、期末資本金額が1億円を超える法人に対しては、所得金額を課税の基礎とする税率に加え、付加価値額、資本金等の額を基礎とする「外形標準課税」が導入されているため、単年度の損益が赤字である場合でも、一定の課税がされる仕組みとなっています。

#### 1. 法人の創業を応援

平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間、県内で創業した中小企業法人（資本金1千万円以下）、県外法人が県内に設立した中小法人、県内で設立した特定非営利活動法人（NPO法人）が対象となります。

#### 平成25年4月以降の創業



創業から3年間は課税額の全額、  
創業から4年目は課税額の3分の2、  
創業から5年目は課税額の3分の1を課税免除

但し、中小法人の設立等の属する事業年度の確定申告書の提出期限前30日までに、地方事務所商工観光（建築）課へ、必要書類を提出、認定を受ける必要があります。

減税額は、創業等から3年間は、課税額の全額、4年目及び5年目は、課税の3分の2及び3分の1の課税免除の適用を受けることができます。

【創業とは、事業を営んでいない個人が新たに長野県内に中小企業を設立して事業を開始することをいいます。ただし「性風俗関連特殊営業を営む法人」は対象外です。】

#### 2. 障がい者の雇用を応援

平成25年4月以降、県内の事業所において新たに障がい者を雇用した法人で、法定雇用率を達成している、または、常時雇用労働者数が49人以下の法人である場合には、事業税額の2分の1(30万円限度)の減税措置を実施しています。

#### 3. 母子家庭の母、父子家庭の父の雇用を応援

平成25年4月以降、県内事業所において新たに母子家庭の母、父子家庭の父を雇用した法人を対象に、事業税額の2分の1(30万円限度)の減税措置を実施しています。

注上記1～3の減税措置の適用期間は、平成28年3月31日までです。

#### 4. 消防団活動協力事業所応援減税

県では、消防団活動に協力している事業所のうち、青色申告書を提出し、以下のすべての要件を満たしている資本金3,000万円以下の中小法人を対象に、平成21年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度に係る事業税額の2分の1(10万円限度)の減税措置を実施しています。

- (1) 「消防団協力事業所表示制度」を導入している市町村に所在するすべての事業所が、同制度による消防団協力事業所として認定されていること
- (2) 事業主、常勤役員又は労働者である消防団員が2人以上であること
- (3) 県内に所在するすべての事業所で、就業規則等に、労働者が消防団員として活動を行うことを理由に、昇進、賃金、労働時間その他の処遇について事業所の他の労働者との均衡を失することのないよう適切な配慮を加える旨を定めていること

以上の減税措置の適用を受ける場合、事前に、要件等を確認し、対応をお願いします。

(税制委員会：二木正文、忠地祐一、川窪光弘  
グループ稿)

(監修：関東信越税理士会 松本支部)